

試 資格取得や採用などの試験を行います **募** 参加者・受講者を募集します **イ** イベント開催・催しに参加しませんか

イ 無料法律相談会

予約不要。直接会場にお越しください。
日時 10月8日(水) 午前10時～午後3時
場所 熊本地方・家庭裁判所玉名支部
参加担当員 裁判所、検察庁、弁護士、調停委員
相談内容 一般法律問題、家庭問題、人権問題、登記、戸籍問題など
問 熊本地方・家庭裁判所玉名支部 玉名市繁根木 54-8 ☎ 72-3037

イ 糖尿病教室

日時 10月10日(金) 午後2時30分～3時30分
場所 地域医療研修センター(市民病院・南病棟4階)
テーマ 糖尿病網膜症について「血糖コントロールを良くして大切な眼を守りましょう」
講師 島田弘美(看護師)
参加費 無料
問 代謝・内分泌内科外来 ☎ 63-1115

イ 市民公開講座

日時 10月23日(木) 午後3時～4時
場所 地域医療研修センター(市民病院・南病棟4階)
テーマ 「生活習慣病予防のための運動について」
講師 鶴田敬一郎(健康管理センター長・医師)
参加費 無料
問 看護部長室 ☎ 63-1115

イ 消費税増税をチャンスに変える経営戦略

日時 10月23日(木) 午後2時
場所 文化センター会議室
講師 横山悟一さん(財務リスク研究所(株)代表取締役)
定員 40人(当日参加もできますが、準備のため事前申込をお願いします。)
受講料 無料
申・問 商工会議所 永島 ☎ 62-1211

イ 熊本県精神保健福祉大会

日時 10月10日(金) 午後1時～4時(開場:12時30分～)
場所 文化センター小ホール
講演 「みんなが心から幸せになれる社会とは～知的障害者に導かれた企業経営から～」
 大山泰弘さん(日本理化学工業株式会社社長)
同日開催 「精神障がい者作品展」 正午～午後4時
参加費 無料
問 熊本県精神保健福祉協会 ☎ 096-285-6884

イ 荒尾市史講演会

「荒尾市史 通史編」を題材に執筆者による講演会を開催します。
日時 10月25日(土) 午後1時(受付:12時30分～)
場所 文化センター会議室1・2
講演と講師 「第1部・中世野原荘の人々と小代氏」柳田快明さん(元熊本市必由館高校教諭) 「第2部・荒尾慶右衛門相州浦出陣を辿る」川上さん(郷土史家)
定員 60人ほど
申込方法 10月20日(月)までに電話申し込み。
申・問 生涯学習課 ☎ 63-1681

イ 「若竹会」子育てフォーラム

日時 10月25日(土) 午後1時50分～3時30分(開場:午後1時30分)
場所 エポック荒尾(働く女性の家)体育室
テーマ 「いじめを防ぐためにおとなができること」
講師 砂川真澄さん(NPO法人くまもと子どもの人権テーブル代表)
内容 いじめが原因でさまざまな問題が発生し、子どもだけでは解決できない状態や大きな問題に発展する前に、大人たちが気づき対処する方法を学びます。
参加費 無料
問 米田 ☎ 090-3012-8943

イ 講演会「夢に向かって! 今、あなたにできること」

子どもの頃夢に想い描いたこと、大人になってから夢見たこと、あなたは達成できそうですか?
日時 10月26日(日) 午前10時30分～(開場:午前10時)
場所 中央公民館C室
講演 サラリーマン冒険家 坂本達さん(株)ミキハウス
申・問 中央公民館 ☎ 62-0051

イ 里親講座

里親制度とは、さまざまな理由により家庭で生活できなくなった子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとで養育する制度です。里親制度について知りたいなど少しでも里親に興味がある人なら大歓迎です。ぜひ、お越しください。
日時 10月27日(月) 午後2時～4時
場所 市役所42号会議室(東側別棟3階)
内容 社会的養護の現状、DVD視聴、里親制度説明、質疑応答、個別相談
問 子育て支援課 ☎ 63-1417

募 JICA(国際協力機構) ボランティア

募集項目 ①青年海外協力隊 ②シニア海外ボランティア
派遣期間 ①原則2年間 ②1年間か2年間 ※1～10カ月ほどの短期ボランティアもあります。
募集資格 ①満20歳～満39歳 ②満40歳～満69歳 ※どれも日本国籍を持つ人。
募集期限 11月4日(火)
体験談発表会&説明会
日時 10月3日(金) 午後7時～、10月18日(土) 午前10時～
場所 熊本市国際交流会館4階会議室 ※詳しくはJICAホームページをご覧ください。
問 JICA九州 ☎ 093-671-8205

※分からないことや詳しいことは、**問**にお問い合わせください。

10月11・12日は市民サービスセンターは休みです

サーバーメンテナンスのため、10月11日(土)・12日(日)は市民サービスセンターはお休みします。ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。
問 市民サービスセンター ☎ 65・8120

住民票に集合住宅の名称を表示します

各種通知などが確実に届くように、住民票に方書を表示します。方書とはアパート、マンションや市営住宅など集合住宅の名称と居室番号のことです。
実施開始日 10月13日(月)
市民サービスセンター 10月14日(火)：荒尾市役所
転入・転居の手続きの際に申請していない人は、10月13日以降も方書は表示されません。
方書の届け出をしていない人、方書に変更があった人は本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)を持参し、市民課で届出をしてください。

国土利用計画法の届け出をしてください

一定面積以上の土地の売買などをしたときは、契約後に権利取得者(買主)が届け出をする必要があります。

届け出が必要な取引 売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など
届け出が必要な土地 5千㎡以上の都市計画区域内(市内全域)にある土地
届け出期限 契約した日を含め2週間(予約を含む)
届け出窓口 土木課維持係
届出書など関係書類は市のホームページに掲載しています。
問 熊本県地域振興課 ☎ 096・333・2181

公有地の拡大推進に関する届け出・申し出

土地の有償譲渡届け出 荒尾市内で次のような土地を有償で譲渡しようとするとき、土地の所有者は、契約を結ぶ前に、その土地の面積、譲渡予定価額や譲渡の相手方などを市長に届け出する必要があります。
届け出が必要な譲渡 売買、代物弁済、交換、契約に基づく譲渡など
届け出が必要な土地 200㎡以上ある都市計画施設などの区域内の土地(都市計画道路・公園・河川などの区域内にある土地)
有償譲渡予定の土地の一部でも都市計画施設に200㎡以上の場合、届け出が必要です。区域の位置など詳しくはお問い合わせください。
1万㎡以上の都市計画区域内(市内全域)にある土地の所有者が、地方公共団体(県や市町村)などに対して、荒尾市内の次のような土地の買い取りを希望するときは、その旨を市長に申し出ることができま

市民活動サポート事業の募集を随時受け付けます

応募方法など詳しくはお問い合わせください。ただし、予算がなくなり次第、募集を終了します。
対象団体 市内に活動の拠点を置く5人以上の非営利の団体
対象事業 次の①～③全てに当てはまるもの
 ①市民活動団体が自発的な意思に基づいて行う社会に貢献する活動
 ②市民活動団体が活動の活性化や自立を目指して取り組む事業
 ③活動に直接要する経費でその推進に不可欠なもの

優良運輸事業者を活用しましょう

九州運輸局では、国などが実施する安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度の周知を行っています。運輸事業者の「安全確保・環境保全」に対する意識・取り組みの向上が利用者の「安全・安心」な運輸サービスの提供へもつながります。ぜひ、優良運輸事業者をご利用ください。詳しくは九州運輸局のホームページをご覧ください。
九州運輸局 ☎ 092・472・2312

	1年目	2年目	3年目
限度額	20万円		
助成率	9割	7割	5割

●助成金額など